

伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経営所得安定対策及び水田活用の直接交付金（以下「経営所得安定対策等」という。）の円滑な運営を実施するため、予算の範囲内において伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、伊勢原市農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知（次項において「実施要綱」という。）第2の2（2）に定める地域農業再生協議会のうち、伊勢原市の区域をその区域とするものをいう。）とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、実施要綱の規定によるものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知）に基づき、当該年度の市の予算の範囲内で決定された金額とする。

(交付の要望)

第4条 補助金の交付を要望しようとする者は、伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要望書（第1号様式）を補助金の交付を受けようとする年度の前年度の10月末日までに市長に提出しなければならない。

(内定の通知)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付の要望があったときは、当該要望書に係る書類の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の予算措置を行い、当該予算の議決後その旨を伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金内定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付の申請)

第6条 前条第2項の規定により内定通知を受けたときは、伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があり、審査の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(交付決定前着手)

第8条 やむを得ない事情により補助金の交付の決定前に事業に着手する必要があるときは、伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金事前着手承認申請書（第5号様式）

を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金事前着手承認書（第6号様式）により通知するものとする。

（変更交付の申請）

第9条 前条の通知を受けた者が、交付金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金変更交付申請書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 補助事業に係る変更収支予算書又はこれに代わる書類

（変更交付の決定）

第10条 市長は、前条の申請があり、審査の結果、交付する金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金変更交付決定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（変更の承認）

第11条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた事業内容の変更又は活動の中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第9号様式）に変更又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書が提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認決定通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、精算払いとする。ただし、補助事業の円滑な推進を図るうえで市長が必要と認めるときは、概算払いにより交付できる。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付請求書（第11号様式）に伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付決定通知書又は伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金変更交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

- 3 第1項ただし書の規定に基づき補助金の概算払いを受けようとするときは、交付申請書に伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金概算払請求書（第12号様式）を添付するものとする。

（実績報告）

第13条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金実績報告書（第13号様式）により、補助金の交付決定の日が属する市の会計年度の翌年度の4月10日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する補助金実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支報告書

（補助金の確定）

第14条 市長は、前条に規定する実績報告が提出され、規則第15条の規定により補助金の確定を行った結果、第7条の交付決定の額（第10条の変更交付決定を行った場合は、その額）と確定額が相違する場合は、伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金確定通知書（第14号様式）により通知するものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成24年5月30日告示第102号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 平成24年度の補助金に係る交付要望書は、第4条の規定にかかわらず、平成24年6月30日までに提出することができる。

附 則（平成25年5月29日告示第103号）

（施行期日）

1 この告示は、平成25年5月29日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に提出を受けている改正前の伊勢原市農業者戸別所得補償制度推進事務費補助金交付要綱第4条の伊勢原市農業者戸別所得補償制度推進事務費補助金交付要望書は、伊勢原市直接支払推進事業費補助金交付要綱第4条の伊勢原市直接支払推進事業費補助金交付要望書とみなす。また、改正前の伊勢原市農業者戸別所得補償制度推進事務費補助金交付要綱第5条の伊勢原市農業者戸別所得補償制度推進事務費補助金内定通知書は、伊勢原市直接支払推進事業費補助金交付要綱第5条の伊勢原市直接支払推進事業費補助金内定通知書とみなす。

附 則（平成28年3月23日告示第36号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の改正前の伊勢原市直接支払推進事業費補助金交付要綱の規定に基づき平成27年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、現に提出を受けている改正前の伊勢原市直接支払推進事業費補助金交付要綱第4条の伊勢原市直接支払推進事業費補助金交付要望書は、伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第4条の伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要望書とみなす。

附 則（令和3年6月3日告示第140号）

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年度伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要望書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

要望者名称及び
代表者氏名

年度において、伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金の交付を要望します。

交 付 要 望 額

千円

第2号様式（第5条関係）

年度伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金内定通知書

年 月 日

殿

伊勢原市長



年 月 日付けで要望のありました伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金の交付については、次のとおり交付する予定ですので、年 月 日までに補助金交付申請書を提出されるよう通知します。

交付予定額

千円

第3号様式（第6条関係）

年度伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

交付申請額

千円

第4号様式（第7条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付で申請のありました伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



補助金交付決定額

千円

第5号様式（第8条関係）

年度伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金事前着手承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金の事業について、内示及び
交付決定前に着手したいので、事前着手の承認を申請します。

着 手 開 始 日

着 手 開 始 理 由

第6号様式（第8条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金事前着手承認書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金事前着手承認申請書に基づき、事前着手を承認します。

年 月 日

伊勢原市長



着手開始日

着手開始理由

第7号様式（第9条関係）

年度伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金の事業計画を変更したいので、次のとおり申請します。

変更の内容及び理由

年度伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金変更交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付で提出されました 年度伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金変更交付申請書の内容を審査しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



変更交付決定額
(変更前の交付決定額

千円
千円)

第9号様式（第11条関係）

年度伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付決定事業変更
（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

次のとおり伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付決定事業の変更
（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容
（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

第10号様式（第11条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付決定事業変更
（中止・廃止）承認決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付決定事業変更（中止・廃止）申請書の内容を審査しました結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



変更（中止・廃止）の内容

第11号様式（第12条関係）

年度伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名

印

交付決定のありました伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

1 交付決定額	千円
2 既交付額	千円
3 今回交付請求額	千円
4 未交付額	千円
5 添付書類	

第12号様式（第12条関係）

年度伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金概算払請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名

⑩

年度伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金について、概算払いの請求をしたいので、伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、金 円を概算払いによって交付されたく請求します。

第13号様式（第13条関係）

年度伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金に係る実績を次のとおり報告します。

1 交付決定額	千円
2 実績額	千円
3 不用品額	千円

年度伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金確定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付で提出されました伊勢原市経営所得安定対策等推進事業費補助金実績報告書を審査しました結果、次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助金交付(変更交付)決定額 千円

2 補助金確定額 千円